

議案第42号

加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成26年6月3日提出

加西市長 西村 和平

加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

加西市福祉医療費助成条例（昭和 63 年加西市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号の 3 を削り、同条第 9 号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同条第 10 号中「規則で定める者」を「同法第 6 条第 2 項に定める配偶者のない男子」に改める。

第 3 条第 1 項第 3 号を次のように改める。

（3）乳幼児等又はこどもの福祉医療費は、被保険者等負担額に相当する額を支給する。

附則中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とする。

附 則

- 1 この条例は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 9 号及び第 10 号の改正規定は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に関する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

(審議資料)

こども医療費助成制度の外来分の無料化については、県の補助金交付期限に合わせて平成27年3月31日までとしているが、子育て世帯への支援策として、時限措置を見直し医療費の無料化を継続しようとするもの。なお、県においては本事業を継続することが決定している。また、法律の名称が、「母子及び寡婦福祉法」から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められたことなどに伴い、所要の改正を行うもの。